

## 小規模事業者応援定額給付金について

市では、新型コロナウイルス感染症の影響で一定以上の売上が減少している小規模事業者に対して、事業継続を応援する定額給付金制度を実施しています。

### 【申請期限および給付金の額】

**申請期限** 令和2年6月30日(火)まで

**給付金の額** 1事業者につき10万円

### 【対象事業者】

- ・市内に事業所がある**個人事業者**または**法人**で、小規模事業者（商業またはサービス業は従業員数5人以下。製造業、建設業、運輸業、その他の業種は従業員数20人以下）
- ・農業、漁業、林業、金融・保険業等の業種でない
- ・令和2年2月から4月のいずれかの月で、売上が前年同月比で20%以上減少
- ・令和元年11月30日以前に創業し、令和2年5月1日現在、継続的に事業経営中

【申込・問合せ先】 活力創生課 商工労政係 ☎0978-72-5183

## 農業経営運転資金の利子補給をします

新型コロナウイルス感染症の影響で、農業収入が減少した農業者の運転資金の借入れに対して、農家負担金利分を市が利子補給金として補助します。

### 【利子補給の額および交付期限】

**利子補給の額** 農家負担金利分0.1%に相当する額

**交付期限** 5年以内（借入償還期間の範囲内）

### 【対象者】

1. 市内在住の農業者
2. 農家負担軽減支援が適用された「アグリマイティー資金」（農協）の貸付利用者
3. 令和3年1月31日までに本件申請を行い、市に認定された者  
詳細、申請については、お問い合わせください。

【申込・問合せ先】 農政課 農政係  
☎0978-72-5167

### 【申請方法】

窓口の混雑を避けるため、可能な限り郵送にて申請してください。

### 郵送申請

- ・商工会に**加入している**事業者

国東市商工会本所

〒873-0503 国東市国東町鶴川160-2

- ・商工会に**加入していない**事業者

国東市活力創生課

〒873-0503 国東市国東町鶴川149

※窓口申請は、商工会本所と各支所で受付しています。

※申請書類は、市役所と商工会の窓口またはホームページにて配布しています。  
その他、詳細はお問い合わせください。

## 国民健康保険税の減免措置について

### 【対象者】

1. 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の3つの要件に該当する世帯
  - (1)主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上減少していること
  - (2)前年の世帯の総所得金額等の合計が1,000万円以下であること
  - (3)減少することが見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下であること
 詳細、申請については、お問い合わせください。

【申込・問合せ先】 税務課 市民税係  
☎0978-72-5156

## 特別定額給付金(10万円給付)について

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施します。

### 【対象者】

- ・令和2年4月27日(基準日)において国東市の住民基本台帳に記録されている方
- ・受給権者(申請者)は、その者の属する世帯の世帯主

**【給付金額】** 給付対象者1人につき10万円

### 【申請方法】

#### 郵送申請

- ①**特別定額給付金申請書**に必要事項をご記入ください。
  - ②申請者(世帯主)の**運転免許証等の本人確認書類の写し**を添付してください。
  - ③振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人等がわかる**通帳やキャッシュカードの写し**を添付してください。
- ・返信用封筒に上記①②③の書類を入れ、ご返送ください。

#### オンライン申請

マイナポータル上の特別定額給付金申請画面

【申込・問合せ先】 政策企画課 政策係 ☎0978-72-5161

## 介護保険料の減免措置について

### 【対象者】

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の2つの要件に該当する第1号被保険者
  - (1)主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上減少していること
  - (2)減少することが見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下であること
 詳細、申請については、お問い合わせください。

【申込・問合せ先】 高齢者支援課 高齢者支援係  
☎0978-72-5189

から、世帯員の情報と振込先口座を入力し、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請を行ってください。

※マイナンバーカードとICカードリーダーまたは対応スマートフォンが必要です。

### 窓口申請

申請方法は郵送申請と同じです。

※感染拡大防止の観点から、郵送申請・オンライン申請をお願いします。

### 【申請受付期限】

**郵送申請** 8月14日(金) 当日消印有効

**オンライン申請** 8月14日(金) 申請完了

### 【その他】

- ・原則として、申請者(世帯主)本人名義の銀行口座への振り込みを行います。
- ・振り込みは、申請から10日程度を予定しています。

### 【申請窓口】

**郵送申請** 国東市政策企画課

### 窓口申請

国見総合支所窓口、国東市政策企画課、武蔵総合支所窓口、安岐総合支所窓口

## 納税が困難な方に対する「徴収猶予の特例制度」について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最長1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

### 【対象者】

1. 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
2. 一時に納付し、または納入を行うことが困難であること  
詳細、申請については、お問い合わせください。

【申込・問合せ先】 税務課 収納対策係  
☎0978-72-5162